

1 これまでの横浜市奨学金制度

	高校奨学金	大学奨学金
目的	教育の機会均等を得させるため、経済的理由により修学が困難な者に対して、支給又は貸与し有用な人物を育成する。	
金額・形態	月額 12,000 円 (年額 144,000 円) ・支給	月額 44,000 円 (年額 528,000 円) ・貸付
資格	高等学校在学者 ① 保護者が横浜市内に居住していること ② 高校(大学)に在学していること ③ 品行方正、学業成績優秀で学費の支弁が困難な者	大学在学者
20年度予算 (人数)	64,800 千円 (450 人)	21,120 千円 (40 人)
新規対象者数	150~200 人	10~15 人

2 今回の改正による見直し

(1) 高校奨学金制度

【見直しの内容】

奨学金は、全日制授業料相当額を支援する考え方とし、10,000 円として、現状よりも支給対象者を増員します。

※ 今後、授業料の改定時(増額)にあわせて、奨学金額が授業料額を下回らない額で改定していきます。

- 理由 1 倍率が高く、応募者のうち支給対象とならない者が多い。
(H20 応募者:1,136 人 倍率:5.9 倍 支給対象者:193 人 支給対象外:943 人)
- 2 大学奨学金の応募者と比較し、より経済的に修学が困難な者が多い。

(2) 大学奨学金制度

【見直しの内容】

大学奨学金は、平成21年度から新規募集を停止します。

※ 横浜市から奨学金を貸与されていた学生については、(独)日本学生支援機構の奨学金の応募資格を満たしており、対象となりますので、今後その周知に努めます。

- 理由 1 高校奨学金(倍率 5.9 倍)に比べ 大学奨学金(倍率 1.2 倍)の応募者は少ない。
- 2 (独)日本学生支援機構の発足(H16)と、都道府県への高校奨学金移管(H17)により、国と自治体との役割分担が明確化。